

まちづくり基本条例に関する意見の検討結果

No.	ご意見に関する現在の条文等	ご意見の内容	検討結果
1	<p>みなかみ町は、谷川連峰に抱かれ、利根川の清流と実り豊かな田園が広がり、三国街道の歴史とともに発展してきた、平和で自然豊かな美しいまちです。</p> <p>わたしたちは、この美しいみなかみ町の自然との共生を進めながら、うるおいや生きがいを感じ、自助・互助・扶助の精神に基づく心豊かな生活を送ることができる希望のあふれるまちを創造します。そして、町民、議会及び町がまちづくりの基本となる理念を共有し、力を合わせて地域力を高めるとともに、すべての子供たちが、夢と希望を抱き、健やかに成長できる活力あるみなかみ町を築いていくため、ここに、みなかみ町まちづくり基本条例を制定します。</p>	<p>■前文の文言や文章を正す。</p> <p>【理由】 文法的な面や一文が長すぎるので、文意の一貫性が弱い。</p> <p>(私案) 「みなかみ町は、谷川連峰の俊嶺と利根川の清流に抱かれ、実り豊かな田園が広がる、自然に恵まれた美しいまちです。また、三国街道の発展とともに豊かな歴史や文化を育んできたまちです。 この、みなかみ町の美しい自然との共生や豊かな歴史・文化の継承を進めながら、生活にうるおいや生き甲斐を感じられるまちを創造していきます。 そして、すべての子供たちが、夢と希望を抱き、健やかに成長できるまちを築いていきます。 わたしたちは、自助・互助・扶助の精神に基づき、心豊かな生活を送れる希望にあふれるまちを創造するために、まちづくりの基本理念を共有し、力を合わせ、地域力を高め、活力あるまちを築いていくため、ここに、みなかみ町まちづくり基本条例を制定します。」</p>	<p>●委員各位からは、非常によい意見であるとの感想が多くありました。</p> <p>前文は町をイメージできるような文章が望ましく、ご意見は現在の文章と意味合いが変わらないことから、今回は原文のままとの結論になりました。</p>
2	<p>第1章 総則（第1条－第3条）</p> <p>第7章 条例の位置付け及び見直し（第24条・第25条）</p>	<p>■第7章または第1章に補足の条文を設ける。</p> <p>【理由】 第24条に「この条例に関わる他の条例、規則、規定、要綱」とあり、この基本条例の柱となっている「情報の共有」・「町民の参画」・「町民、議会及び町による協働」について「努めなければならない」とか「推進しなければならない」という文言が各条に見られる。 しかし、その具体的な協議機関や組織が示されていない。 そこで、第7章ないし第1章に具体的な「協議会」・「審議会」・「推進会議」・「活動連絡会議」等を「必要に応じて組織し、協議及び検討を行う」という条文を設け、基本条例が示す目的の方策に取り組む必要がある。</p>	<p>●本条例は、自主自立の自治体運営を支える基本的な理念や仕組みを定めた規定です。 そのため、具体的に組織等の名称や活動などについて示すことは望ましくないとの結論になりました。</p>

まちづくり基本条例に関する意見の検討結果

No.	ご意見に関する現在の条文等	ご意見の内容	検討結果
1	<p>みなかみ町は、谷川連峰に抱かれ、利根川の清流と 実り豊かな田園が広がり、三国街道の歴史とともに発 展してきた、平和で自然豊かな美しいまちです。 わたしたちは、この美しいみなかみ町の自然との共 生を進めながら、うるおいや生きがいを感じ、自助・ 互助・扶助の精神に基づく心豊かな生活を送ることの できる希望のあふれるまちを創造します。そして、町 民、議会及び町がまちづくりの基本となる理念を共有 し、力を合わせて地域力を高めるとともに、すべての 子供たちが、夢と希望を抱き、健やかに成長できる活 力あるみなかみ町を築いていくため、ここに、みなか み町まちづくり基本条例を制定します。</p>	<p>■前文の扶助を公助にする。 【理由】 ・扶助は、たすけること、力をそえることの意味で、自助・ 互助と三位一体のものは公助である。</p>	<p>●「自助＝自分で成し遂げる」、「互 助＝互いに助け合う」、「扶 助＝みんなで助け合う」という意 味で盛り込んだものです。 公助とすると公的機関の支援と なりますので、今回は公助も含む 広い意味を示す扶助とし、原文の ままとの結論になりました。</p>
2	<p>(コミュニティの役割) 第16条 町民は、心豊かな生活を送ることを目的とし て、地域及び共通の関心による町民同士の多様なつな がり、組織及び集団（以下「コミュニティ」とい う。）がまちづくりの担い手であることを認識し、コ ミュニティを守り育てるよう努めなければなりません。 2 議会及び町は、まちづくりを支え合う自主的及び 自立的なコミュニティの役割を認識し、尊重するとと もに、その活動を支援することができます。 3 町は、町民の主体的なまちづくりを实践するた めの組織を設置することができます。</p>	<p>■第16条の変更 (コミュニティの役割) 第16条 第1項は変更なし 第2項を『2 町議会及び町はまちづくりを实践する町民の 自主的組織「町づくり協議会」の役割を認識し、尊重すると もに、その活動を支援し、発展させなければならない。』 と変え、第3項は廃止する。 【理由】 「まちづくり協議会」は既に活動して4年が経過している実 績に合わせる。又、現在は3地区がその特色を活かしそれぞ れが活動しているが、今後町として一体化する必要がある ば、その為の発展を支援する。</p>	<p>●まちづくり協議会に関わる者 として大変有り難い意見との感想も ありました。 ただし、本条例は町にある様々 なコミュニティを対象として示し たものであることから、あえて 「まちづくり協議会」などの具 体的な組織等の名称を盛り込まない との結論になりました。</p>
3	<p>第6章 連携 (町外の人々との連携) 第22条 町民、議会及び町は、みなかみ町の活性化を 図るため、町外の人々と相互に連携し交流を深め、ま ちづくりを推進するよう努めるものとします。 (国及び他の地方公共団体との連携) 第23条 町は、共通する課題を解決するため、国及び 他の地方公共団体と相互に連携を図りながら協力し、 まちづくりを推進するものとします。</p>	<p>■第6章をより具体的に進めるための具体的な組織を作る。 【理由】 井の中の蛙に終わる事なく、他との切磋琢磨をはかるた め、当面町が主体となり具体策を考える。</p>	<p>●本条例は、自主自立の自治体運 営を支える基本的な理念や仕組み を定めたものであるため、あえて 具体的な組織等の名称を掲載して おりません。 そのため、具体的に組織などを 作る条文をいれるのは、望ましく ないと結論になりました。</p>

まちづくり基本条例に関する意見の検討結果

No.	ご意見に関する現在の条文等	ご意見の内容	検討結果
1	<p>第6章 連携 (町外の人々との連携)</p> <p>第22条 町民、議会及び町は、みなかみ町の活性化を図るため、町外の人々と相互に連携し交流を深め、まちづくりを推進するよう努めるものとします。</p> <p>(国及び他の地方公共団体との連携)</p> <p>第23条 町は、共通する課題を解決するため、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図りながら協力し、まちづくりを推進するものとします。</p>	<p>■第6章 連携 に次の条文を盛り込む。 (多文化共生)</p> <p>第〇〇条 町民、議会及び町は、みなかみ町の活性化を図るため、町内外の外国人住民と(相互に連携し交流を深め)多文化共生社会による豊かなまちづくりを推進するよう努めるものとします。</p> <p>【理由】</p> <p>みなかみ町は、観光と農業が基幹産業です。近年の傾向として外国人住民の増加と集住化が進行しています。アウトドアスポーツや旅館への留学生・農業研修生など外国人の受入が多くなってきています。</p> <p>そこで、『多文化共生』の視点で交流を深め、互いに協働して豊かなまちづくりを進めていく必要が生じてきたと思われるからです。</p>	<p>●委員各位からは「多文化共生」の理念が非常に重要かつ有用であるとの認識であるとの意見が多く、非常に活発な意見交換がされました。</p> <p>慎重に審議検討した結果、条文の中の「町民」は外国人も含む全ての住民を指し示していること、また、「町外の人々」は町民以外の全ての人々のことを意味していることなどから、まちづくりには外国人も参画・協働または交流できる規定となっているとの見解となりました。</p> <p>まちづくり基本条例では町内にお住まいの外国人の参画・協働を認めており、また町外の外国人との連携と交流もできることから、原文のままとの結論になりました。</p>